

令和6年度第2回沖縄地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月31日(水) 12:58~13:50
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
 - 公益代表委員 4名(岩橋培樹、上江洲純子、城間貞、西村オリエ 敬称略)
 - 労働者代表委員 5名(石川修治、喜納浩信、知花優、照喜名朝和、野原陽子 敬称略)
 - 使用者代表委員 5名(佐久本和代、田端一雄、津波古透、比嘉華奈江、福地敦士 敬称略)
 - 事務局 5名(柴田労働局長、岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、嘉数賃金指導官)
- 4 議題
 - (1) 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について(伝達)
 - (2) 令和6年度特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
 - (3) 最低賃金基礎調査の結果報告について
 - (4) その他
- 5 配付資料 - 1
 - (1) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)
 - (2) 2024年度特定(産業別)最低賃金改正の申出意向表明について
 - (3) 令和6年度特定(産業別)最低賃金の改正決定の申出一覧表
 - (4) 最低賃金法(特定最低賃金関係抜粋)
 - (5) 諮問文(令和6年度沖縄県新聞業最低賃金他3件の特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問))
 - (6) 令和6年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画(再掲)
 - (7) 令和6年度最低賃金基礎調査結果報告
 - (8) 生活保護と最低賃金との比較(沖縄県)
 - (9) 沖縄県最低賃金改正状況の推移及び年度決定一覧
 - (10) 令和6年度最低賃金未満率・影響率
 - (11) 沖縄県最低賃金の決定に関する意見書
 - (12) 業務改善助成金の実績等

6 配付資料 2 (参考資料)

(1) 中央最低賃金審議会

第2回目安に関する小委員会配布資料(令和6年7月10日)

第3回目安に関する小委員会配布資料(令和6年7月18日)

第4回目安に関する小委員会配布資料(令和6年7月23日)

第5回目安に関する小委員会配布資料(令和6年7月24日)

(2) 民間給与関係、標準生計費及び労働経済指数(沖縄県人事委員会「職員の給与等に関する報告(令和5年10月)」より)

(3) 沖縄県家計調査結果の概況(沖縄県企画部統計課)

(4) 2024 春季生活闘争第7回 (最終) 回答集計結果について(2024年7月3日 日本労働組合総連合会)

(5) 2024 年春季労使交渉

・大手企業業種別回答状況 [了承・妥結含] (加重平均) 第1回集計

・中小企業業種別回答状況 [了承・妥結含] (加重平均) 第1回集計

(6) 都道府県別の賃金(令和5年賃金構造基本統計調査結果抜粋)

(7) 労働力調査 (沖縄県) 令和6年5月分(令和5年6月28日「沖縄県企画部統計課」)

(8) 沖縄県の賃金、労働時間、雇用の動き (毎月勤労統計調査地方調査 令和5年4月分)

(9) 那覇市の消費者物価指数(令和6年5月分)「沖縄県企画部統計課」

(10) 2020 年基準消費者物価指数(令和6年7月19日「総務省統計局」)

(11) 日本銀行那覇支店 (県内金融経済概況 (2024年7月))

(12) 県内企業概況調査結果(2024年4月～6月期実績、2024年7月～9月期見通し 沖縄振興開発金融公庫)

(13) おきぎん経済研究所(おきぎん県内景況・速報 (2024年5月分))

(14) りゅうぎん経済研究所 県内の景気動向 概況 (2024年6月)

(15) 県内景気動向調査(2024年4-6月実績、7-9月見通し 海邦総研)

第2回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

崎原賃金室長

皆様、こんにちは。

定刻より少し早いのですが、これより令和6年度第2回沖縄地方最低賃金審議会を始めたいと思います。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

初めに、本日の審議会の各委員の出欠の状況についてでございますが、公益委員が4名、労働者側委員が5名、使用者側委員が5名でございます。

なお、公益の島袋委員は欠席でございます。

最低賃金審議会令第2条により、沖縄労働局の委員の定数は15名でありますので、本審議会は審議会令第5条第2項の定足数の全体の3分の2以上を満たしていることをご報告いたします。

それでは、本日の議事進行につきましては、上江洲会長代理にお願いいたします。

上江洲会長代理

皆様、こんにちは。

暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は会長が不在でございますが、私が会長に代わりますけれども、円滑に審議が進みますように精いっぱい努めますので、ご協力のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の議事録署名人のほうを指名させていただきたいと思うのですが、労働者側は照喜名委員、使用者側は比嘉委員にお願いします。

まず最初の議題ですが、先週、中央最低賃金審議会で示されました「令和6年度地域別最低賃金額の改定の目安について」でございます。既に報道発表等されておりますので、皆さんご承知おきのことと思っておりますけれども、改めまして中央最低賃金審議会目安の答申内容、それから小委員会での審議の経過を含めて事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

では、着席のままでご説明いたします。

本日資料のほうが大分多くて申し訳ありませんけれども、1ページ、式次第をめぐっていただいて、資料一覧をめぐっていただいて、資料1の1ページになります。

令和6年7月25日付で中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣宛てに、「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」がありましたので、目安に関する小委員会での審議経過を含めてご説明いたします。

今年度の中央最低賃金審議会が6月25日に開催されまして、厚生労働大臣から目安に関する審議について諮問が行われました。そして、継続して目安小委員会にて審議されておりました。

本日配付の資料とは別に、参考資料というのがダブルクリップで2つあるんですけれども、その参考資料の最初のほうには第2回から第5回までの小委員会で配付された資料を添付しておりますけれども、第2回は7月10日に開催されております。

その資料の中の2ページ、右下の大きい数字がページ数になりますけれども、2ページのほうに「令和6年賃金改定状況調査結果」という資料がございます。内容につきましては、第1回の専門部会でもご説明いたしましたけれども、7ページのほうをご覧ください。

A4の横表になっているものですが、「第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）」となっております。この表の左上のほうに産業計、男女計、あとABCランクごとの数値のほうが表示されておまして、沖縄県はCランクでございますから、見ますと、賃金上昇率が「2.7%」、昨年度は「2.1%」という結果です。

それから、9ページ、ページ数は右下の大きい数字なんですけど、9ページには「第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）」となっておりますけれども、先ほどと同様に、左上のほうに産業計、男女計のCランクについては、賃金上昇率が「3.1%」、昨年度は「2.7%」という結果です。

続きまして、あと第3回、第4回、第5回というふうに小委員会の資料をつけておりますが、221ページからずっと続いております。

第5回は7月24日に開催されました、これは245ページからということで、また改めまして1ページのほうですね。参考資料ではなくて、資料の1ページの先ほどの目安の答申の文書なんですけれども、資料があちこち飛びまして申し訳ないんですが、その内容をちょっと触れますと、1ページの答申の決定事項のほう、記の1で「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった」とされておりまして、記の2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

記の3、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである」と記載されております。

記の4以降は、国に対する要望がいろいろ記載されております。

公益委員見解と小委員会の報告につきましても、中央の藤村会長のほうからビデオメッセージが届いておりますので、それをご覧くださいと思います。

上江洲会長代理

それでは、ちょっと事務局に準備をしていただきますので、モニターのほうをご覧ください。

（事務局準備）

（ビデオメッセージをモニターで上映）

藤村中央最低賃金審議会会長

皆さん、こんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることになりました。

これは令和5年4月6日に取りまとめられました目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置づけ、その趣旨が地方最低賃金審議会の各委員の皆さんに確実に伝わるようにということで考えられた報告でございます。これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会において取りまとめられました令和6年度の最低賃金の改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように私からこういう形でお話をする事になりました。

この取組と申しますのは、昨年に続きまして2回目となります。ご視聴いただく皆様には、これから本格化する本年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて目安をどのように捉えて参考にさせていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは、最低賃金の位置づけ考慮要素についてまずはお話をしておきたいと思っております。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金と異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の三要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定をされるものになります。引上額の検討に当たりまして考慮する要素としては様々な部分がありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思っております。

まず、最低賃金は法定の三要素であります労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に関わる施策との整合性に配慮することも法律で決められております。その際、地域間バランスを図る観点から、地方最低賃金審議会が目安を示すということになっております。また、近年は政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際に求められております。近年の配慮の内容は、中長期の金額目標と地域間格差の是正というところがございます。

それでは、次に、目安の位置づけについて申し上げたいと思っております。

目安は令和5年全員協議会報告や令和6年度目安小委員会報告に記載をしておりますとおり、目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないということを改めて申し上げておきたいと思っております。したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ること、あるいは目安を下回ることも十分にあり得るものというふうに理解をしております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている三要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では、次に、令和6年度目安のポイントについてお話をしておきたいと思います。

今年の目安についても三要素のデータに基づき、納得感のあるものとなるよう公労使で5回にわたって真摯に議論を重ねました。三要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は昨年に引き続きまして消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持するという観点から、生計費を重視したいと考えました。

なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については労使共通の認識でございました。

では、三要素それぞれの評価のポイントについてお話をしておきたいと思います。

まず、労働者の生計費についてです。消費者物価指数については、持ち家の帰属家賃を除く総合が昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については基本的に持ち家の帰属家賃を除く総合を基に議論すべきという共通認識はあるんですが、今年度においてはそれに加えて生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては生活が苦しくなっている者もいらっしゃるというふうに考えられる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む頻繁に購入する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案をいたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上購入頻度があるものというふうに総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視するということが適当であると考えました。

次に、三要素のうちの2番目、賃金についてですね。これは企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には連合及び経団連が公表しております賃上げ率は33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表、
のランク計の賃上げ率についても最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降、最大値であった昨年の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に3つ目の要素ですね。通常の事業の賃金支払い能力です。これについては個々の企業の賃金支払い能力を示すものではないと申し上げております。これまでの目安審議においても業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6~9%程度で推移しております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員1人当たりの付加価値額など、ほかの指標も高い水準で推移する。そういったことを見て、景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について、収益資料を充実をさせて確認をいたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということにも留意しております。

こうした三要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて今年度は特に生活必需品を含む支出項目に限って見た場合の上昇率平均5.4%、これも勘案する必要があるというふうに考えたわけです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業、小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年は5.0%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランク別の目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。その上、賃金改定状況調査結果第4表、

地域	最低賃金	最低額	比率
C	50円	25円	50%
B	50円	25円	50%
A	50円	25円	50%

における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに消費者物価の上昇率はCランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としてはB、Cランクで相対的によい状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとおり、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額になった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること。また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。これらのことを考慮すれば、Aランク50円、4.6%、Bランク50円、5.2%、Cランク50円、5.6%にすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しになりますが、今年度の目安額は最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと思います。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県での引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視をする必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては別添の参考資料としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示をした資料には地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中にはなかなか受入れがたいとお考えになっておられる方もおられるというふうに認識をしております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など、厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や中小企業庁の省力化支援の

強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、年収の壁を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティーネットとしての役割を果たしているというところもでございます。従業員の処遇改善と同時に、企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に、発効日についてです。発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知をしております。令和5年全員協議会報告において、発効日は審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても、発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき、公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論を参考に、地方最低賃金審議会においても地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待をしております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目をしていきたいと思っております。

以上です。どうぞ今年度もよろしく願いをいたします。

(ビデオ上映終了)

上江洲会長代理

今、中央最低賃金審議会の藤村会長からのビデオメッセージをご覧いただきました。

金額の審議については、この後の専門部会で行うこととされておりますけれども、この場でビデオメッセージを見たばかりですので、委員から何かご意見等があればお願いしたいと思っておりますが、どなたかご意見ございますでしょうか。

よろしいですか。

(崎原賃金室長挙手)

上江洲会長代理

では、事務局。

崎原賃金室長

ちなみに今お話があった小委員会の報告は資料の4ページから15ページのほうに書かれて

ありますので、ご参考にされてください。すみません、以上です。

上江洲会長代理

それでは、こちらの沖縄地方最低賃金審議会におきましては、今後賃金実態調査結果、それから、参考人聴取の意見を踏まえまして、今現在沖縄県の最低賃金を取り巻く状況、それから、地域経済、企業、雇用の動向など、それから、先ほどもビデオメッセージでありましたけれども、政府方針ですとか、中央最低賃金審議会の目安答申の内容も参考にしながら、沖縄県の最低賃金の改正に係る審議を行っていきたいと思います。こちらについては専門部会の委員の方々に、この点を踏まえた上で審議に入らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次の議題のほうに入らせていただきます。

議題の2は、「令和6年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」ということで、諮問ということになっておりますけれども、その前に、事務局のほうから特賃の改正に係る申出の状況について説明をお願いしたいと思います。

崎原賃金室長

特定最低賃金につきましては、現在、沖縄局のほうでは4業種あります。「糖類製造業」、「新聞業」、「各種商品小売業」、「自動車（新車）小売業」になっております。

3月21日付でこの4業種のほうから改正申出の意向表明がありまして、その後、7月18日と25日に4業種の申出の提出がございました。資料のほうは33ページをご覧ください。申出一覧表となっております。申出書の写しは、その後ろの34ページから60ページのほうになりますけれども、その内容については適用労働者のおおむね3分の1以上の同意があるかを含めまして、添付書類等により確認しましたところ、4業種全てにおいて要件を満たしていることから、正式に受理いたしましたので報告させていただきます。

上江洲会長代理

ただいま事務局のほうから「糖類製造業」、「新聞業」、「各種商品小売業」、「自動車（新車）小売業」、この4業種につきまして申出書が提出をされ、申出要件を確認した上で正式に受理されたということの説明がございました。

この後、労働局長から諮問をいただきたいということで、諮問に移らせていただく前に、委員のほうからこの件について何か意見等、ご発言があればここでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

（特になし）

上江洲会長代理

それでは、労働局長からの諮問に移らせていただきます。

4業種からの申出に基づきまして、「令和6年度沖縄県新聞業最低賃金ほか3件の特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。よろしくお願いいたします。

崎原賃金室長

諮問文の参考資料としましては、資料5、63ページのほうをご覧ください。

（柴田労働局長、席を立ち、上江洲審議会会長代理席後方へ移動）

（柴田労働局長から上江洲審議会会長代理へ諮問文が読み上げられ、手交される）

上江洲会長代理

ただいま4業種に係る特定産業別最低賃金改正の必要性の有無に係る調査審議の諮問をお受けいたしました。

特定最低賃金の改正の必要性の有無についての審議は、7月1日、本審において設置することが決定しております運営小委員会のほうに付託するというところでよろしいでしょうか。

（異議なし）

上江洲会長代理

ありがとうございます。

それでは、運営小委員会、委員の先生方、よろしくお願いいたします。

それから、次に、議題の3ですけれども、「最低賃金基礎調査の結果報告について」ということで、事務局のほうからこちらについても説明をお願いしたいと思います。

喜友名賃金室長補佐

喜友名のほうから説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

資料は71ページのほうですね。資料7、こちらが「最低賃金基礎調査結果報告について」の説明になります。

この調査につきましては、毎年6月に最低賃金に関する実態調査として実施しております。今年は昨年同様、事業所母集団データベース、令和3年値フレーム速報から作成した事業所母集団リストを母集団名簿とし、母集団リストの中から業種別、規模別によって決められた抽出率により事業場を無作為に選定して、6月の基本給や手当などの見込み額を調査しております。1,775件の調査対象に対しまして、回収事業所数は773件、回収率43.5%となっております。今年の調査結果をまとめたのが先ほどの資料7の総括表（1）になりまして、地域別から、こちらの資料ですね、特定産業別の順に並んで添付しております。ちょっと分厚いんですけども、

まず最初のほうから地域別になっております。こちらは業種ごとにつけておりまして、この

総括表(1)ですね。一番最初のほうが全業種になりますけれども、1業種につきまして6枚ほどになっております。それがずらっと後ろのほうに続いておりまして、地域別につきましては、71ページから213ページまであります。地域別の最後の209ページから213ページ、こちらは横表のものなんですけれども、こちらは性別、年齢別の総括表(2)の全体版を添付しております。

その次のページから、214ページから258ページにかけては、新聞業から始まる産業別、特賃の総括表(1)、総括表(2)とそれぞれ添付しております。4業種のほうですね。というふうな並びで資料をつけております。

この総括表は、調査した労働者の賃金を全て時間などに換算して集計しております。表の左上に時間当たり所定内賃金額とありますが、本年度は階級の下限値を885円として、886円から996円までは1円刻みの階級として、1,000円から1,099円までは10円刻み、1,100円から2,000円までは100円刻みの階級として集計されております。

左から2列目の合計欄のほうですけれども、上段の数値が累積労働者数、下段の括弧の数値はその比率を表しております。これが基礎調査の結果報告の一覧表になるんですが、続いて、資料10の263ページをちょっと説明したいと思います。263ページをご確認いただけますでしょうか。

こちらはまず263ページが地域別の最賃に係る未満率、影響率を記載しておりまして、次のページの264ページ、こちらが特賃の産業別と4業種に係る未満率、影響率の表として作成いたしました。こちらは先ほど説明しました資料7の総括表を基に作成しております。

少し説明しますと、この内容につきましては、現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合のことを未満率と言います。例えば全業種の未満率1.5%となっておりますね。こちらについて説明しますと、資料71ページにちょっと戻っていただいでよろしいでしょうか。

71ページの今現在最賃が時間給が896円ですので、71ページの895円の欄のところを見ますと、合計の欄が上段が労働者数、下段が数値になっているんですけれども、こちらの1.5ですね、こちらが未満率という形で、この数字を拾って、先ほどの資料10のほうの表を作成しております。

すみません、また戻りまして、資料の10のほうですね、263ページ、もう一度戻っていただけますでしょうか。

こちらの右側の影響率について説明いたしますと、最低賃金を改定した場合に、その改定額を下回る労働者の割合のことを言います。こちらは今年度の改定率はまだ決まっておりませんので、前年度の基礎調査の結果において前年度の改正額、時間額896円を参考にして作成しております。前年度は時間額を853円から896円に改定しましたが、その改定額を下回る労働者の割合は全業種でいきますと16.4%というふうな結果になりました。

私のほうから説明等は以上になります。

上江洲会長代理

ありがとうございます。

ただいまの説明に関して何か質問あるいは確認されたいこと等ございませんか。
よろしいでしょうか。

(特になし)

上江洲会長代理

大丈夫そうですね。

では、次に、議題の4に移りますが、議題の4は「その他」となっておりますけれども、事務局のほうからこの点について何かございますでしょうか。

崎原賃金室長

その他の資料についてご説明いたします。

259ページをご覧ください。

資料8になりますけれども、沖縄県における最低賃金と生活保護費等の比較についての資料をつけております。

めくっていただいて、260ページの下のほうに最低賃金との比較ということになっておりますけれども、結論といたしましては、項目の にて沖縄県においては今年度の最低賃金は生活保護費等を上回る結果となっております。

それから、261ページ、資料9は、沖縄県最低賃金の改定状況の推移及び年度決定の一覧。それから、263ページは先ほど説明のありました未満率、影響率を添付しております。ご参考にさせていただければと思います。

それから、参考人聴取についてでございますけれども、7月1日の第1回の本審と7月22日の専門部会においてもご説明しておりますけれども、最低賃金法第25条第5項の規定に基づきまして、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとなっておりますことから、1日から16日まで意見聴取の公示を行いました。265ページ、資料11のとおり、「沖縄県最低賃金の決定に係る意見」と題しまして、沖縄県労働組合総連合の穴井議長のほうから意見書の提出がされておまして、意見陳述のご意向もありますので、この取扱いについてこの場でお諮りしたいと思います。お願いいたします。

上江洲会長代理

ただいま事務局のほうからその他についてご説明がありました。

この点について確認されたいことあれば、今おっしゃっていただければと思いますが、ちょっと意見書の件についてはその後お諮りしたいというふうに受けましたので、ちょっとその点をご相談させていただきたいと思います。

その前に、資料の説明ありましたけれども、その点についてはよろしいですか。

(特になし)

上江洲会長代理

大丈夫そうですね。

では、事務局のほうから先ほど説明がありましたが、沖縄県最低賃金の改正については、現在、専門部会のほうで集中的に審議をしております。ですので、先ほどの意見書の点につきましても本日も専門部会でございますので、そこに取扱いを一任したいというふうに考えておりますけれども、皆様、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲会長代理

ありがとうございます。

では、この取扱い、沖縄県最低賃金専門部会のほうに一任をしたいと思います。
それでは、事務局の続きをお願いいたします。

崎原賃金室長

続きまして、269ページ、最後のページになりますけれども、資料の12、これは業務改善助成金の支給決定の実績ということで付けてありますが、今年度の4月から6月までの県内の申請件数を追加したものとなります。沖縄局の場合は今年度の申請件数が51件、4月から6月までですけれども、交付決定件数が58件となっております。全国の数値はまだ集計中というところですので、また、結果が出ましたら次の機会にお教えしたいと思っております。

それから、参考資料が2つダブルクリップでありますけれども、参考資料の2のほうですね。これはまたデータを色々つけておりますけれども、例年配付させていただいている直近の数字を表している資料となっておりますので、審議の参考にしていただければと思います。

以上となります。

上江洲会長代理

かなりの参考資料ですけれども、ただいま事務局から説明ございましたが、この点に関して質問や確認等ございますか。

(比嘉委員、挙手)

上江洲会長代理

比嘉委員のほうから。

比嘉委員

ご説明ありがとうございました。

最後の269ページの助成金の交付の部分なんですけれども、月によってばらつきがあったりするのかなと思うんですが、交付されなかった場合の理由としてはどんなことが多いのかもし分かれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

崎原賃金室長

すみません、その理由のほうまではこちらのほうで把握しておりません。もし分かりましたら次の機会にご提供ということでもよろしいでしょうか。

(比嘉委員、了承)

上江洲会長代理

それでは、今の点ちょっと宿題とさせていただければと思います。
ほかにございますか。

(石川委員、挙手)

上江洲会長代理

石川委員のほうから。

○石川委員

すみません、参考資料についてなんですけど、参考資料9の415ページに那覇市の消費者物価指数で417ページには沖縄県のあると思いますが、これ5月分が今回添付してありますが、最新の多分6月分も確認できるかと思います。ホームページとかで。ぜひ次に参考資料として載せていただけたらなと思って、あと、今業務改善助成金についての資料の件があったんですが、併せてキャリアアップ助成金の支給決定率というの、先ほど藤村会長からもありましたとおり、年収の壁についての助成というの厚労省のほうでやっているかと思いますが、その結果も、もしあれば追加で出していただけたらなと思います。以上です。

崎原賃金室長

すみません、5月分ではなくて6月分というのは何ページのほうでしたか。400.....

上江洲会長代理

415ですね。

○石川委員

415が5月分になっていると思うんですけども、多分最新で6月がもう出ているかと思えます。

崎原賃金室長

分かりました。

○石川委員

セットなので、415ページから419ページまでが1つの資料となって、6月分があるかと思えますので、よろしく願いいたします。

崎原賃金室長

分かりました。また次の機会に提供したいと思います。

それから、先ほどキャリアアップ助成金の話が出ておりましたけれども、要望としては業務改善助成金のように月別の申請件数とか交付決定件数とかがあればということになりますかね。今こちらのほうで把握しているのを口頭で申し上げられるのは、令和6年度の4月、5月、6月の申請件数の合計が354件、支給決定の件数が337件という数字は把握しておりますけれども、昨年度分とかというまではちょっと比較ができない状況ですけれども、これも併せましてまた次の機会に資料として提供できれば提供したいと思っております。

上江洲会長代理

では、事務局のほう、よろしく願いいたします。

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

(特になし)

上江洲会長代理

それでは、これで本日の本審の議事は終了することになりますけれども、この後運営小委員会、専門部会を予定しておりますが、本審のほうで何かここで述べておきたい、確認したいということがあれば最後におっしゃっていただきたいと思うんですけれども、よろしいですか。

(特になし)

上江洲会長代理

それでは、これで特になければ本日の第2回の沖縄地方最低賃金審議会を終了したいと思います。

大変お疲れさまでした。

でも、引き続きになりますね。この後14時でよろしいですか、事務局。

崎原賃金室長

はい。

上江洲会長代理

14時から運営小委員会で、それから、15時30分から専門部会がございます。それぞれ分担されていると思います。各委員のほう、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本審のほうですけれども、次回第3回の開催につきましては、8月7日水曜日の16時を予定しておりますので、この点もどうぞよろしく願いいたします。

では、それぞれ各担当の委員会のほうのご出席よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。